

島原地域広域市町村圏組合消防職員立入検査証規則

昭和47年9月7日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号）第4条第4項及び第16条の4並びに第34条第2項の規定による消防職員の立入検査の場合に示す証票（以下「立入検査証」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(様式)

第2条 立入検査証は、別記[第1号様式](#)のとおりとする。

(交付)

第3条 立入検査証は、島原地域広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）において必要と認める消防職員に対して交付する。

(立入検査証交付台帳)

第4条 立入検査証を交付した場合は、立入検査証交付台帳（[第2号様式](#)）を備付け、常にこれを整理しなければならない。

(取扱い)

第5条 立入検査証の取り扱いは慎重にし、他人に貸与し、譲渡し又は職務執行する場合以外にこれを使用してはならない。

(届出)

第6条 消防職員は立入検査証を紛失又は破損したときは、すみやかに管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合管理者は、実情に応じ立入検査証を再交付する。

(返納)


第7条 消防職員が退職その他の理由でその資格を喪失したときは、すみやかに管理者に返納しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式

表

No.	立入検査証
	交付年月日 年 月 日
	職名 氏名
島原地域広域市町村圏組合管理者	

裏

<p>1 この証は、消防法第4条第4項及び第16条の4並びに第34条第2項の規定により発行したものである。</p> <p>2 この証を携行する消防職員の立入検査を故なく拒み、妨げまたは忌避した者は、消防法により処罰されます。</p>
--

- 1 大きさは縦5.5センチメートル、横8.5センチメートル
- 2 地質は白色とし、消防マーク及び文字は黒色とする。

第2号様式

立入検査証交付台帳

交付番号	交付年月日	職名	交付者氏名	摘要